# 山口県産業廃棄物税効果検証等資料

# 令和6年(2024年) 3月

山口県産業廃棄物税効果検証等ワーキンググループ

総務部税務課 環境生活部環境政策課、廃棄物・リサイクル対策課

#### はじめに

山口県では、産業廃棄物の排出の抑制、再生利用等による産業廃棄物の減量その他その 適正な処理の促進に関する費用に充てることを目的として、平成16年4月から山口県産 業廃棄物税条例(平成15年山口県条例第40号。以下「税条例」という。)を施行し、産 業廃棄物税を課している。

また税条例附則において「5年を目途として、この条例の施行の状況、社会経済情勢の推移等を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする」旨規定し、これまで5年ごとに産業廃棄物税制度について検討を行ってきた。

この度、前回の検討(平成30年度)から5年が経過するに当たり、令和4年5月に総務部税務課、環境生活部環境政策課、廃棄物・リサイクル対策課からなる「産業廃棄物税効果検証等ワーキンググループ」を設置し、産業廃棄物の状況、排出事業者へのアンケート調査の結果、税充当事業の実施状況を踏まえ、産業廃棄物税の効果等について検証するとともに、社会経済情勢の推移や山口県環境審議会からの意見等を勘案し、産業廃棄物税制度継続の必要性や、今後の同制度及び同税の使途のあり方について検討してきた。

本資料は、当該ワーキンググループにおいて検討した結果を取りまとめたものである。

# 山口県産業廃棄物税効果検証等資料 目次

1	山口県産業廃棄物税制度	1
(1)	創設の経緯	1
(2)	これまでの検討状況	1
(3)	制度の概要	1
2	税収等の動向	3
(1)	産業廃棄物税に係る税収の推移	
(2)	産業廃棄物適正処理基金及びその推移	
3	産業廃棄物税の効果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
(1)	産業廃棄物の発生・処理状況から見た効果	6
(2)	不法投棄の状況から見た効果	7
(3)	産業廃棄物の排出事業者の意識等	8
(4)	産業廃棄物税を活用した施策の実績・効果	12
(5)	産業廃棄物税による効果のまとめ	16
4	産業廃棄物をめぐる課題等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	17
(1)	産業廃棄物の発生・排出抑制、リサイクル等の推進	17
(2)	適正処理の推進	18
(3)	適正処理体制の確保	18
(4)	最終処分場の確保	18
(5)	他県の導入状況	19
5	環境審議会への報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	19
6	今後の産業廃棄物税のあり方に関する検討結果	19
(1)	税継続の必要性	19
(2)	使途 (これまでの使途充当と今後のあり方) 2	20
(3)	税制度2	20
(4)	事業者等への普及啓発及び情報公開2	21
<i>&gt;/F</i> → √1.		
貸料	斗 全国の税制度の状況	<i>2</i> 2

### 1 山口県産業廃棄物税制度

#### (1) 創設の経緯

山口県においては、地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律 (平成11年法律第87号)により地方税法(昭和25年法律第226号)が改正され、 平成12年4月から法定外目的税を創設することが可能となるなど、課税自主権の範囲 が拡大されたことを踏まえ、庁内組織での法定外税等に関する研究・中間とりまとめ が行われた。その後、平成14年4月に設置された、外部有識者からなる「山口県税制 懇話会」において、産業廃棄物対策の優先性・緊急性等に鑑み、産業廃棄物税に絞っ て、課税の仕組みや税収使途などの具体的な検討が進められ、平成15年4月に同懇話 会から最終報告を得るに至った。

県では、この報告を踏まえ、課税技術上の詳細に検討を加え、平成15年6月議会で 議決を得て、税条例を公布し、平成16年4月から同条例に基づく産業廃棄物税制度を 施行している。

# (2) これまでの検討状況

税条例附則第6項において、「施行後5年を目途として、この条例の施行の状況、 社会経済情勢の推移等を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の規定につい て検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする」と規定してい る。

これまで、税制度施行後から5年ごとの平成20年度、平成25年度、平成30年度に税条例の規定について検討を行い、いずれも、税制度によるインセンティブ効果(税の賦課により、排出事業者等に最終処分量を減少させるよう動機付けする効果)や、税財源を活用した産業廃棄物施策による効果が認められ、さらなる産業廃棄物の排出抑制・再生利用等による減量、適正処理の促進の拡充・強化を図る必要があることから、税制度を継続することとし、さらに5年後に検討を行うよう税条例附則第6項を一部改正している。

#### (3) 制度の概要

産業廃棄物税は、平成14年度に三重県が初めて導入して以来、令和5年4月現在で、本県を含む27道府県1政令市で導入されており、中国・九州地方では全県で導入されている。また、実施期間が終了または検討等の時期を迎えた自治体は、いずれも税制度を継続している。

産業廃棄物税制度の概要は、次表のとおり、産業廃棄物の最終処分場への搬入に対し、1トン当たり1,000円の税率で課税するもので、本県においては、産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者から最終処分業者が特別徴収して県に申告納入する特別徴収制度を採用している。

# 山口県産業廃棄物税制度の概要

項目	内容
	政策税制としてのインセンティブ効果による産業廃棄物の排出抑
目 的	制や減量化・リサイクルの促進を図る。
	税収を活用した産業廃棄物施策により、産業廃棄物の排出抑制、
	再生利用等による減量や適正処理の促進を図る。
課税客体(第4条関係)	産業廃棄物の埋立処分のための最終処分場への搬入
納税義務者 (第4条関係)	排出事業者及び中間処理業者
課税免除(第5条関係)	事業者が自ら排出した産業廃棄物の自ら有する最終処分場への搬入
課税標準	最終処分場への産業廃棄物の搬入重量
(第6条関係)	※重量の測定が困難な場合は、換算して得た重量
税 率 (第7条関係)	1トンにつき 1,000円
徴収の方法	特別徴収義務者(最終処分業者)からの申告納入
(第8条、第9条関係)	刊が国代表場合(取形だり未合) はらり 中日前八
申告時期(第10条関係)	毎月末日まで(前月の初日から末日までの間の搬入分)
税の仕組み	(特別徴収義務者)       マ中間処理の委託時>         排出事業者       排出事業者         排出事業者       産業廃棄物税相当額         中間処理業者 (納税義務者)       リサイクル         最終処分業者       県         (特別徴収義務者)       申告納入
税収使途	産業廃棄物の排出の抑制、再生利用等による産業廃棄物の減量
(第20条関係)	その他その適正な処理の促進に関する費用に充てる。
検 討 (附則第6項関係)	平成 31 年4月1日から5年を目途として、条例の施行の状況、 社会経済情勢の推移等を勘案し、必要があると認めるときは、条例 の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ず るものとする。

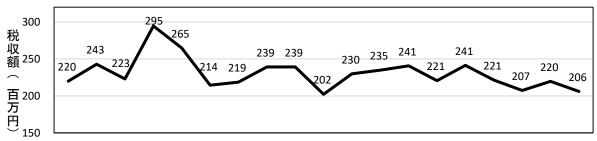
### 2 税収等の動向

### (1) 産業廃棄物税に係る税収の推移

産業廃棄物税の税収(決算額)の推移は図1のとおりであり、平成16年度から令和4年度までの19年間で約43億8千1百万円の税収があった。

平成19、20年度は、一部の最終処分場へ県外から大量の産業廃棄物(フェロシルト)搬入等により一時的な増収を見せたが、その後は、平成23年度からの宇部港東見初公共関与最終処分場での広域処理開始(H22.9)や、平成26年度からの徳山下松港新南陽公共関与最終処分場の供用開始(H26.4)等による小幅な増減を繰り返しながら、近年は、令和2年度のコロナ禍による製造業の生産量減少に伴う産業廃棄物搬入量の減少等もあり、減収傾向にある。

### 図1 税収の推移



H16 H17 H18 H19 H20 H21 H22 H23 H24 H25 H26 H27 H28 H29 H30 R1 R2 R3 R4

注 各年度の税収額は、税決算額(四捨五入で記入)。

産業廃棄物税は、搬入の翌月に申告納入する制度となっており、3月搬入分は4月に申告納入されるため歳入年度は翌年度となる。

H16年度は5月から翌年3月までの11か月申告納入分。

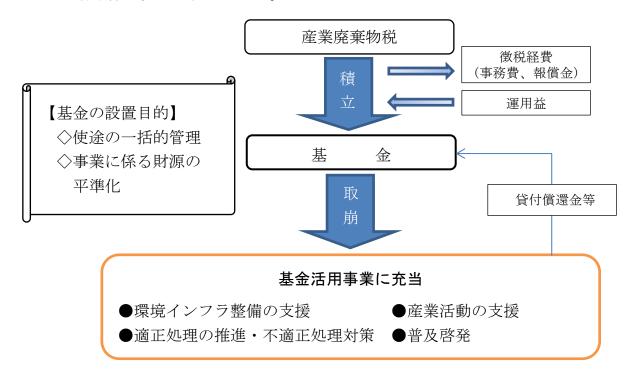
#### (2) 産業廃棄物適正処理基金及びその推移

### ① 基金の設置趣旨

産業廃棄物税を財源として、産業廃棄物の排出の抑制、再生利用等による産業廃棄物の減量その他その適正な処理の促進に関する事業を実施するに当たり、使途の一括的管理と、事業に係る財源の平準化を図るため、山口県産業廃棄物適正処理基金(以下「基金」という。)を設置している。

### ② 基金の仕組み

税収から税の賦課徴収に要する経費を控除した額と、運用益を基金に積み立て、 基金から各事業に充当を行っている。



# ③ 基金の活用状況と残高の推移

基金の活用状況及び残高の推移は表1のとおりである。

基金は、県税制懇話会からの報告(平成15年4月)を踏まえた「環境インフラ整備の支援」「産業活動の支援」「適正処理の推進・不適正処理対策」「普及啓発」の4項目の使途に沿って活用されている。

税充当事業額は、平成 16 年度から令和 4 年度までの 19 年間で、公共関与最終処分場の整備に関する無利子貸付等「環境インフラ整備の支援」に約 6 億 5 千 7 百万円、産業廃棄物の再生利用・減量化等に寄与する施設整備に対する補助等「産業活動の支援」に約 13 億 9 千 8 百万円、不適正処理の早期発見・未然防止を図るための体制の確保等「適正処理の推進」に約 10 億 7 千万円、リサイクル製品の認定・普及等「普及啓発」に約 1 千 6 百万円の、合計約 31 億 4 千 2 百万円を充当している。

なお、令和4年度末現在の基金残高は約11億8千万円となっている。

表 1 基金の活用状況と残高の推移

(単位:百万円)

							`	平世.	
年度	H16∼ H20	H21∼ H25	H26∼ H30	R1	R2	R3	R4	R1~ R4	H16~R4 計
税収額A	1, 245	1, 114	1, 167	221	207	220	206	855	4, 381
徴税経費 B	170	170	171	34	34	34	34	135	647
基金合計 I	1,077	1, 363	1,855	1, 251	1, 274	1, 390	1, 412		
積立額 C=A-B	1,075	944	996	187	174	186	172	719	3, 734
貸付償還額等	2	91	269	65	63	54	43	226	588
前年度繰越額		328	590	999	1,037	1, 150	1, 197		
基金活用事業 Ⅱ	749	773	856	215	124	194	232	764	3, 142
環境インフラ整備の 支援	451	206	-	_	-	_	_	_	657
産業活動の支援	256	273	431	135	59	121	124	439	1, 398
適正処理の推進	36	289	422	79	64	72	107	323	1,070
普及啓発	6	4	3	1	1	1	1	3	16
基金残高 Ⅲ= I - Ⅱ	328	590	999	1,037	1, 150	1, 197	1, 180		

注) 四捨五入により合計が一致しない場合がある。

# 3 産業廃棄物税の効果

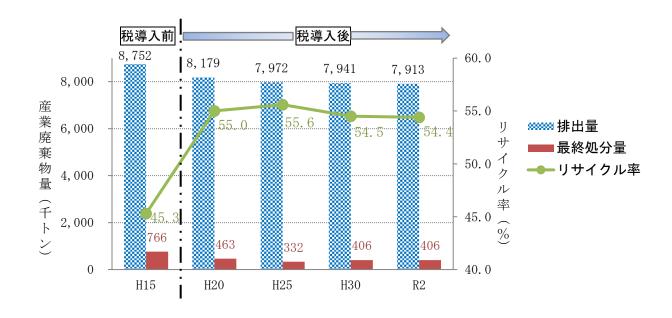
# (1) 産業廃棄物の発生・処理状況から見た効果

県内での産業廃棄物の発生及び処理状況については表2のとおりであり、税導入前の平成15年度と令和2年度を比較すると、排出量が9.6%にあたる84万トン減少するとともに、リサイクル率(=再生利用量/県内排出量)は9.1ポイント上昇し54.4%となり、最終処分量は47%にあたる36万トン減少している。

表2 県内で排出された産業廃棄物の状況の推移

(単位: 千トン)

	排出量 a	再生利用量 b	リサイクル率 b/a	減量化量 c	最終処分量 d=a-b-c
R 2年度	7, 913	4, 304	54.4%	3, 203	406
H15 年度	8, 752	3, 964	45.3%	4, 022	766
増減 R2−H15	△ 839 (9.6%減少)	340 (8.6%増加)	(9.1 ポイント上昇)	△ 819	△ 360 (47.0%減少)



※H15、20、25、30 年度は「山口県循環型社会形成推進基本計画策定のための廃棄物実態調査」 による実績値

R 2年度はH30年度廃棄物実態調査結果及び経済予測指標を基にした予測値 (令和5年度実績を対象に、令和6年度に廃棄物実態調査を実施予定)

四捨五入により合計が一致しない場合がある。

# (2) 不法投棄の状況から見た効果

県内での産業廃棄物の不法投棄等(1件当たりの投棄量又は不適正処理量が10トン以上の事案(特別管理産業廃棄物を含む事案は全事案))の状況については表3のとおりであり、税導入前と比較すると、件数・投棄量ともに大幅に減少しており、また令和3年度末現在の不法投棄等の残存件数・残存量は表4のとおりで、残存量は全国の0.2%である。

表3 県内の不法投棄等の推移

					₹	说導入前	税導入後	<b>美</b>	单 (肖	单位:件	、トン)
年	度	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20
件	数	5	10	3	4	6	1	1	0	1	2
量	<u>.</u>	241	1,021	838	21,641	309	13	2, 140	0	18	161
年	度	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
件	数	0	1	0	0	1	0	1	0	0	0
昰	<u></u>	0	1,000	0	0	82	0	26, 134	0	0	0

年 度	R1	R2	R3
件 数	2	0	0
量	10, 429	0	0

(出典:環境省「産業廃棄物の不法投棄の状況について」)

表 4 不法投棄等の残存件数・残存量(令和3年度末現在)

(単位:件、トン)

	全国	山口県
件 数	2,822	3
量	15, 471, 092	38, 652

(出典:環境省「産業廃棄物の不法投棄の状況について」)

### (3) 産業廃棄物の排出事業者の意識等

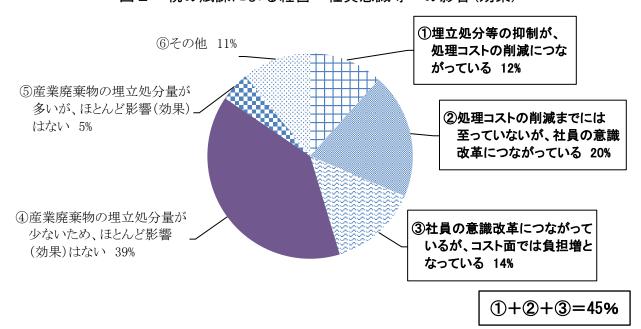
県では、産業廃棄物税の効果等について検証するとともに、今後の産業廃棄物税及びその使途のあり方について検討を行うに当たって、税を負担している排出事業者の意見を把握するため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「廃棄物処理法」という。)第12条第9項で規定する多量排出事業者(産業廃棄物(特別管理産業廃棄物を除く。)の発生量が年間1,000トン以上又は特別管理産業廃棄物の発生量が年間50トン以上である事業場を設置している事業者)で県内347事業者を対象に、令和5年5月にアンケート調査を実施し、258事業者から回答を得た(回答率74%)。その結果は次のとおりである。

- 注) 四捨五入により合計が一致しない場合がある。
- ① 税の賦課による経営・社員意識 (減量化・リサイクル等) への影響 (効果) 等 「税の賦課により何らかの影響 (効果) があった」とする意見が 45%あり、税 の賦課に一定の効果が認められる (図2参照)。

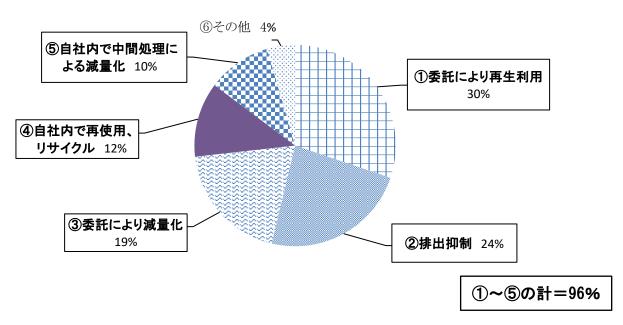
なお、過去4年(令和元~4年度)程度の間、「産業廃棄物の3R(発生・排出抑制(リデュース)、再使用(リユース)、再生利用(リサイクル)等)に向けて何らかの取組に努めている」との回答は96%、「産業廃棄物の埋立処分量の減量化に向けた取組に努めている」との回答は67%となっている(図3、図4参照)。

このことから、産業廃棄物の3Rに向けた取組への意識は高い水準にあると言える。

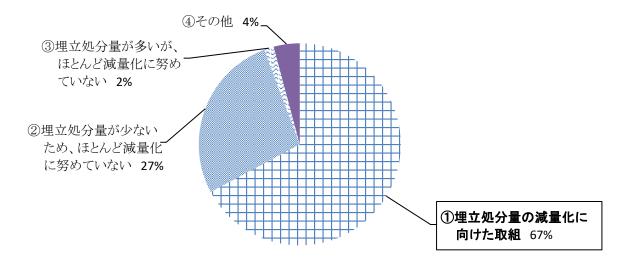
#### 図2 税の賦課による経営・社員意識等への影響(効果)



# 図3 3Rの取組状況



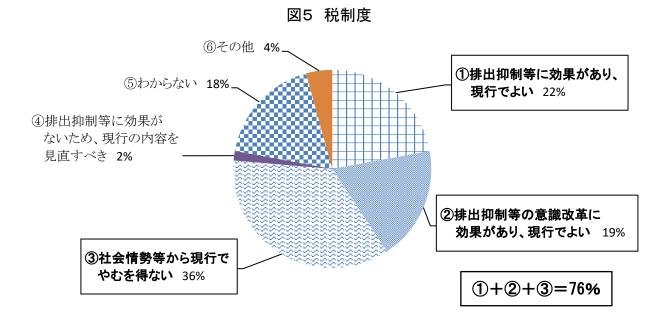
# 図4 埋立処分量の減量化の取組状況



### ② 税制度

「排出抑制や意識改革に効果があり、現行でよい」との回答が41%、「現行でやむを得ない」との回答が36%で、合計76%である。

このことから、税制度は現行内容で妥当と受け止められていると考えられる(図5参照)。

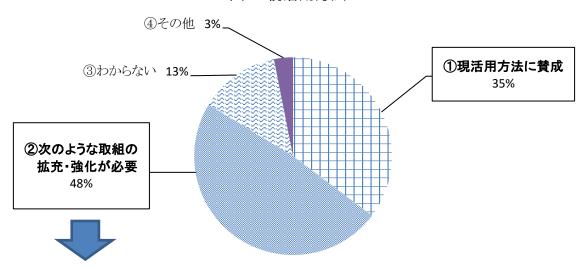


#### ③ 税の活用方法

「現行の活用方法に賛成」との回答が35%、さらに「活用方法の拡充・強化が必要」との回答が48%あり、84%が税活用事業へ期待されている。

また、特に拡充・強化が必要とされた取組については、「公共関与広域最終処分場の整備への支援」や「新技術等を活用した3Rの取組への支援」、「SDGsに寄与する廃棄物に係る環境負荷軽減対策・地球温暖化防止対策につながる取組への支援」等であった。(図6参照)

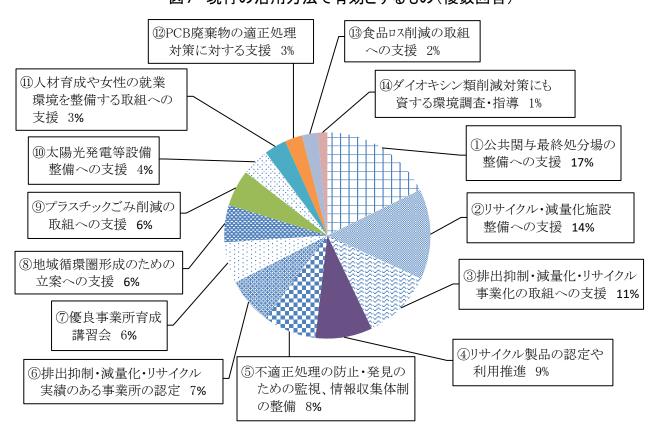
### 図6 税活用方法



#### [活用方法(複数回答)]

- -公共関与の産業廃棄物広域最終処分場の整備への支援 (26%)
- ・新たな技術等を活用した産業廃棄物の排出抑制・再使用・リサイクルの取組への支援(21%)
- ・SDGsに寄与する廃棄物に係る環境負荷軽減対策・地球温暖化防止対策につながる取組 への支援 (17%)
- ・廃棄物等に関する環境問題への県民の理解、排出者責任の重要性認識の普及促進(10%)

図7 現行の活用方法で有効とするもの(複数回答)



# (4) 産業廃棄物税を活用した施策の実績・効果

県は、産業廃棄物税を積み立てた基金を、県税制懇話会からの報告(平成 15 年 4 月)を踏まえた「環境インフラ整備の支援」「産業活動の支援」「適正処理の推進・不適正処理対策」「普及啓発」の 4 項目の使途に沿って活用している。

その主な施策実績・効果は、表5のとおりである。

表5 主な施策実績・効果

	また。
使 途	主な施策実績・効果
環境インフラ整備の	〇公共関与による広域最終処分場の整備の促進(建設資金の貸付)
支援	·宇部港東見初広域最終処分場(産廃容量735千㎡)[H20.11供用開始]
(657百万円)	• 徳山下松港新南陽広域最終処分場(産廃容量 450 千㎡) [H26.4 供用開始]
産業活動の支援	〇リサイクル施設等の整備促進による廃棄物処理能力の向上
(1, 398百万円)	・リサイクル・減量化施設整備費補助[H16~R4]:51件
	・廃棄物処理能力の向上:594 千トン/年
※廃棄物の再生利用、	※税導入前排出量(H15:8,752 千トン)の約7%⇒リサイクル率の向上
減量化の支援	○産学公連携による廃棄物3Rに係る実用化技術の事業化支援
	○食品ロス削減に向けたフードバンク活動への支援
	・新たな食品寄贈:15 社 3.3 t (R2)
	○「プラスチックごみ削減取組事業者」登録制度の創設(R4.7)
	・登録事業所数:144 事業所(R4)
	○太陽光発電システム等導入促進のための利子補給
	・新規融資:1,401 件[H21~R2]
適正処理の推進	〇不適正処理の早期発見・未然防止を図るための体制の確保
• 不適正処理対策	●不法投棄監視パトロールの実施
(1,070百万円)	・監視パトロール班、夜間・休日パトロール
	・不適正処理監視用ドローンの配備
	●不法投棄ホットラインの設置
	●PCB(ポリ塩化ビフェニル)適正処理対策
	・中小企業者の処理費用軽減(国基金へ拠出)、普及啓発、
	PCB含有分析費用補助
	●優良事業者育成支援
	・排出・処理事業者への講習会実施 優良処理業者認定割合 7.8%(R4)
	・優良産廃処理業者への補助 [H28~R4]:32件
	●公共関与による広域最終処分場の整備の促進
	・現行の公共関与広域最終処分場の延命化の検討
	●ダイオキシン類削減対策総合調査
普及啓発	○認定制度によるリサイクル製品の利用拡大や、事業所におけ
(16百万円)	る3Rの取組の促進
	●リサイクル製品の認定による利用拡大等
	・延べ 認定製品数:153製品(H15)→509製品(R4)
	●3R取組事業所(エコ・ファクトリー)の認定
	・延べ 認定事業所数: O 事業所(H15) →82 事業所(R4)

注 「使途」欄の額は、平成16年度から令和4年度までの間の事業費総額。

表6 令和元年度から令和4年度の施策実績・効果

使途	事業名	事業の概要	施策効果
	廃棄物3R等推	・産業廃棄物の3R、廃棄物に係る未利用エネ	・H16~R4の補助対象51施設の設置により、
	進事業(3R等	ルギー利活用施設及び3R施設に付帯する	産業廃棄物の処理能力594千 t /年を新たに創
	施設整備費補助	AI(人工知能)等の高度化設備の整備を	出
	金)	支援(補助)することにより、循環型社会の	
		形成を促進	
		補 助 率:1/3以内	
		補助限度額:3R等施設 30,000千円以内	
		A I 等設備 20,000千円以内	
	廃棄物3R事業	・幅広い分野で顕在化した廃棄物3Rに係る実	・県内事業者らとの共同研究により、未利用食
	化支援事業	用化技術の事業化を促進するため、産業技術	品原料や、石英ガラスなどの無機資源の有効
		センターなどを核とする産学公連携の事業化	利用に向けた、リサイクル技術や販路開拓な
		プロジェクトチームへの支援を通じて、産業	どの支援の実施により、地域循環圏を確立
		廃棄物等の3R及び適正処理の推進を図る	・資源循環産業の強化により、雇用創出や地域
産			間競争力の向上に寄与
	地域循環圏活性	・地域循環圏の形成・活性化に必要なFS(事	・R元~R4の補助対象事業2事業について、
業	化事業	業可能性)調査への補助することにより、循	事業者は事業開始に向け、プラント建設用地
		環型社会の形成を促進	などを調査・検討
活		補 助 率:1/2以内	
		補助限度額:3,750千円以内	
動	循環型社会形成	・山口県循環型社会形成推進条例の規定に基づ	・新たな3R施策の展開等について、「国の第
	推進基本計画改	いて策定するとともに、廃棄物処理法に規定	4次循環型社会形成推進基本計画」や県の環
0)	定事業	する都道府県廃棄物処理計画として位置付け	境施策の基本となる「山口県環境基本計画
		る「山口県循環型社会形成推進基本計画」の	(第4次計画)」等を踏まえ必要な見直しを
支		改定	実施し、本県の特性を生かした環境負荷の少
		R1:廃棄物実態調査の実施	ない循環型社会の形成に関する施策を総合的
援		R2:「山口県循環型社会形成推進基本計画	かつ計画的に推進
	コードバッカギ	(第4次計画)」の策定・公表 ・食品製造業者等からの食品ロス削減に向け	・土利田舎日廷田シフテルの構築により、実
	フードバンク活動促進事業	・良命衆垣素有寺からの良命ロス削減に向けたフードバンク活動の促進	・未利用食品活用システムの構築により、寄 贈食品の管理等に伴うフードバンク活動団
	判此些书禾	- 未利用食品活用システムの構築	「
		- フードバンク活動への食品寄贈の拡大に	ティの確保が可能となった
		向けた市場調査	・市場調査により、食品寄贈を検討する際に
		PACTICITY///WILL.	食品製造業者等が抱える懸念を把握
	フードバンク活	・食品製造業者等からの食品ロス削減のた	・新たな食品寄贈につながった事業者及び
	動拡大・定着事	め、フードバンク活動の拡大・定着を支援	食品寄贈量:15社 3.3 t (R2年度)
	業	・コーディネーターをフードバンク活動団体	・フードバンクポスト設置数増加
	· · · ·	に配置し、食品製造業者等の訪問等を行い、	TO THE PART OF THE
		寄贈食品の安定的な供給体制の構築を図る	
		とともに、フードバンク活動の拡大・定着	
		に向けた普及啓発活動や情報収集を実施	

使途	事業名	事業の概要	施策効果
	ぶちエコやまぐ ち3R推進事業 (食品ロス削減 推進事業)	・食品製造業者等からの食品ロス削減のため、 未利用食品を寄贈しやすくなる配送モデルの 実証や、食品ロス削減協力企業の登録 制度設立 ・配送業者と連携し、食品寄贈者からフード バンク活動団体までの配送、フードバンク 活動団体の拠点間の配送ついて、配送モデ ルを実証 ・食品ロス削減の取組を実践する食品製造業 者等向けの登録制度「ぶちエコ食品ロス削 減パートナー」を設立	・チャーター便の巡回集荷により、食品寄贈 時の送り状の作成や梱包の手間を削減 ・長距離のチャーター便巡回集荷にフードバンク活動団体の拠点回収と在庫食品の配送を組み合わせることで、コスト及びフードバンク活動団体の手間を削減 ・登録制度の設立により、食品製造業者等が実践する食品ロス削減の取組を県民に広く周知(登録事業者数:17事業者(R4年度末時点))
産業活動	ぶちエコやまぐ ち3R推進事業 (ワンウェイプ ラスチック等削 減推進事業)	<ul> <li>・使い捨てプラスチックごみ削減のため、飲食店等への代替製品導入モデル事業の実施やプラスチックごみ削減取組企業の登録制度設立</li> <li>・飲食店等に生分解性ストロー(プラスチック代替製品)を配布するモデル事業及び使い捨てプラスチックごみ削減に向けた啓発イベントを実施</li> <li>・モデル事業に参加した飲食店等の事業者や、消費者を対象にアンケート調査を実施</li> <li>・プラスチックごみ削減の取組を実践する事業者向けの登録制度「やまぐちプラごみ削減取組店」を設立</li> </ul>	・県内各地で啓発イベントを開催することで、 プラスチックごみ問題を広く県民に啓発 ・イベントに合わせて関係する事業者に生分 解性ストロー(プラスチック代替製品)を 配布することで、事業者を巻き込んだ啓発 活動を展開 ・イベント会場でアンケート調査を実施する ことにより、事業者及び県民から広く意見 を収集 ・登録制度の設立により、事業者が取り組む プラスチックごみ削減の取組を県民に広く 周知(登録事業所数:144事業所(R4年度末 時点)
の支援	~R2: ぶちエコ やまぐち加速化 事業 R3~: ぶちエコ やまぐちCO2削 減加速化事業 (融資に係る利 子補給分)	・太陽光発電設備導入促進のための利子補給 (新規融資分及びH21〜同事業による既 設設備への継続融資分)	・H21~1,401件の融資により、温室効果ガスの削減、省エネ意識の普及、石炭火力発電から排出される焼却灰の減量などに寄与 (標準的な太陽光発電システム(4kW)100基で、年間13.7トンの焼却灰の減量化)
	快適なくらしづ くり推進事業 (地球温暖化対 策実行計画分)	・地球温暖化対策推進法に基づく地方公共団体 実行計画として位置付ける「山口県地球温暖 化対策実行計画」の改定 R1:調査の実施 R2:「山口県地球温暖化対策実行計画(第 2次計画)」の策定・公表 ・R3.10に改定された国の地球温暖化対策計画及 び気候変動適応計画等と整合を図りながら、 「山口県地球温暖化対策実行計画(第2次 計画)」の改定 R4:調査の実施 「山口県地球温暖化対策実行計画(第 2次計画 改定版)」の策定・公表	・温室効果ガス排出量の削減目標(産業部門や廃棄物部門など部門ごとの目標)や再工ネ導入目標を再設定するとともに、気候変動の影響(自然災害等)による被害の防止・低減等を図るための「適応策」を新たに盛り込み、本県の地球温暖化対策に関する施策を総合的かつ計画的に推進・「目指す 2050 年の将来像」を新たに設定するとともに、温室効果ガス排出量の削減目標や再エネ導入目標の再設定や関連施策の見直し等を実施

使途	事業名	事業の概要	施策効果
適	不法投棄等監視 対策事業	・産業廃棄物の不適正処理の未然防止、早期発見に向けた監視パトロール班の配置(下関市(※中核市)を除く) ・防災へリコプターによる上空からの監視 ・ドローンによる上空からの撮影や、廃棄物測量システムの導入による機動的かつ効果的な監視 ・不適正処理情報のある場所への監視カメラの設置による24時間定点監視 ・市町職員の県職員併任による産業廃棄物監視体制の整備	・監視パトロール班やヘリコプター、ドローン等による効果的な監視と立入検査により、不適正処理事案を早期に発見し、的確な改善指導の実施 ・市町職員の県職員への併任により、現場確認や保全等の初期対応体制を構築 ・下関市への安定的な財政支援により、全県的な適正処理推進体制を充実・強化 ・産業廃棄物の排出、処理状況を的確に把握
正		<ul><li>・下関市が行う産業廃棄物適正処理推進事業への補助金交付</li><li>・産業廃棄物排出事業場、処理施設等における</li></ul>	
処		産業廃棄物等の分析検査	
理の	夜間不法投棄 パトロール事業	・夜間、休日等の不法投棄監視パトロールの委 託による実施	・県職員による監視パトロールを補完し、不適 正処理の未然防止・早期発見体制を構築 夜間・休日における違法行為を、速やかに現 認し、厳正な行政対応が可能
推	不法投棄ホット ライン事業	<ul><li>・不法投棄等に関する24時間受付のフリーダイヤル(不法投棄ホットライン)の設置</li><li>・各健康福祉センターに不法投棄等監視連絡員</li></ul>	・不法投棄ホットラインの設置による、県民からの不適正処理情報の早期入手体制を構築 ・不法投棄監視連絡員による、不適正処理の早
進		を配備 ・不法投棄等連絡協議会(監視連絡員と公的機	期発見・拡大)防止体制を構築 ・不法投棄等連絡協議会の開催により、不適正
•		関で構成)の開催	処理の防止・対策に向けた啓発活動や、関係 機関との連携を確保
不	PCB廃棄物適正 処理対策事業	・PCB廃棄物の保管事業者へ、迅速・適正な処理について普及啓発を実施	・令和4年10月に見直した「山口県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」に沿った、計画的
適	優良事業者育成	・PCB含有分析費用の補助 ・産廃排出事業者向けセミナーの開催	な処理 ・排出事業者、処理業者における法令遵守の
正	支援事業	<ul><li>・産廃適正処理実務者講習会の開催</li><li>・優良産廃処理業者育成支援事業費補助金</li></ul>	精神を醸成し、業界全体の適正処理への機 運を高めることにより、不適正処理の未然
処		(優良産廃処理業者による人材の確保育成・就業環境の整備その他の取組に対する補助) (H28~R4:32件)	防止や適正処理の推進 ・県内の優良認定処理業者が増加(優良処理 業者認定割合R4:7.8%)
理	適正処理推進調	・産業廃棄物の公共関与広域最終処分場整備	・現行の公共関与広域最終処分場を嵩上げす
対	査検討事業	のための調査・検討として、現行処分場の 延命化対策を調査	ることによる延命化の技術的な可能性や課題等について抽出・整理
策	産業廃棄物処理情報管理システ	・平成29年度廃棄物処理法の改正(水銀関係)に伴う産業廃棄物の種類の変更に関	・改正法への対応と、事務処理の効率化
	ム改修委託事業	し、本システムに改正内容を反映	
	ダイオキシン類 削減対策総合調 査事業	<ul> <li>・廃棄物焼却施設等ダイオキシン発生施設の立入検査に加え、ダイオキシン類発生源からの影響を確認するため、ダイオキシン類発生源周辺及び発生源からのダイオキシン類の直接の影響を受けにくい地点の調査も行い、その調査結果の公表</li> <li>・廃棄物焼却施設等ダイオキシン発生施設の指導</li> </ul>	・ダイオキシン類濃度を把握することによる 対策の効果の確認、発生源の特定 ・ダイオキシン類の排出量は減少しており、 廃棄物の適正な焼却処理の促進、廃棄物焼 却量の抑制

使途	事業名	事業の概要	施策効果
	資源循環事例等	・リサイクル製品の利用促進及びリサイクル産	・リサイクル製品の利用拡大
	認定普及事業	業の育成を図るため、県内で製造加工される	・公共工事地産地消推進モデル事業で使用
普		リサイクル製品を認定、その普及に努める	・認定事業所における産業廃棄物の発生抑制、
		【リサイクル製品認定状況】	リサイクルの取組の促進
及		延べ 153製品(H15) → 509製品(R4)	
		【エコ・ファクトリー認定状況】	
啓		延べ 0事業所(H15) → 82事業所(R4)	
		・産業廃棄物の発生抑制やリサイクルに継続的	
3/◊		に取り組み、成果を上げている事業所を認定	
発		し、事業者の意識喚起と取組の拡大を進める	
		・山口県リサイクル製品利用促進連絡会議の	
		開催	

### (5) 産業廃棄物税による効果のまとめ

産業廃棄物税は、税の賦課によるインセンティブ効果や、税収を活用した産業廃棄物施策により、産業廃棄物の排出抑制、再生利用等による減量や適正処理の促進を図ることを目的としている。

税導入前と比較して、県内での産業廃棄物の排出量は減少するとともに、リサイクル率は上昇、最終処分量は減少しており、税導入目的である産業廃棄物の「排出抑制や再生利用等による減量」が進んでいる。

また、これまで産業廃棄物税の活用により、3Rを推進する51施設への整備補助が行われ、これにより排出抑制・再生利用された産業廃棄物の量は累計で2千万トンに及ぶほか、こうした3R施設等で処理されたリサイクル製品を認定し、県が普及拡大を図っている認定リサイクル製品については、集計を始めた平成20年度からの累計で4千4百万トンが販売されており、廃棄物の3R等の技術開発から普及拡大まで切れ目ない支援により、資源循環型産業の育成が図られ、「リサイクル率の向上」「最終処分量の削減」などに効果を上げている。

県内での産業廃棄物の不法投棄等の状況についても、大規模不法投棄事案は件数・ 投棄量ともに大幅に減少しており、令和3年度末の残存量は全国の0.2%であり、全 国的にも適正処理が進んでいると考えられる。

また、産業廃棄物税を活用した不法投棄パトロールやホットライン通報対応等による 24 時間 365 日体制による県全域の不法投棄等の不適正処理の未然防止・早期発見体制の確保や、公共関与広域最終処分場の整備等が行われ、適正処理の促進にも効果を上げている。

税導入後、着実に産業廃棄物の排出抑制、再生利用等による減量が進み、また適正 処理の促進も図られており、経済状況の変化など様々な要因が複合的に関係するため 税制度のみによる効果を測ることは難しいが、これらの結果は、税制度によるインセ ンティブ効果や、税財源を活用した産業廃棄物施策による産業廃棄物の排出抑制・再 生利用等による減量や適正処理の促進に一定の効果があったものと考えられる。

# 4 産業廃棄物をめぐる課題等

国は、平成30年に「第4次循環型社会形成推進基本計画」を閣議決定し、地域循環共生圏形成による地域活性化、ライフサイクル全体での徹底的な資源循環、適正処理の推進と環境再生などの方向性に基づく総合的な施策を実行することとしていることから、これらの視点を踏まえた施策の展開を図っていく必要がある。また、令和5年4月から第5次基本計画の策定に向けて議論されており、今後対応していく必要がある。

また、国際的に課題となっている海洋プラスチックごみ問題や気候変動問題などに対応するため、令和元年5月には3R+Renewable(再生可能資源への活用)を基本原則としたプラスチック資源循環戦略を策定し、令和4年4月の「プラスチック資源循環促進法」の施行により、プラスチックの資源循環体制の構築を目指している。

一方、県では、令和3年3月に「山口県循環型社会形成推進基本計画(以下「県の循環計画」という。)(第4次計画)」を策定し、低炭素社会づくりや自然共生社会づくりに向けた取組とも連携を図りながら、廃棄物の3Rや廃棄物等の循環的利用の取組を通じ、本県の資源や特性を生かした環境負荷の少ない循環型社会の形成に向けた各種施策を展開している。

# (1) 産業廃棄物の発生・排出抑制、リサイクル等の推進

産業廃棄物の最終処分量は、税導入前後で大幅に減少したが、近年は横ばいの状況 にあり、最終処分量の削減に向けてさらなる取組が必要である。

県では、県の循環計画(第4次計画)において、平成30年度における産業廃棄物の発生・処理状況と令和7年度における見込みを踏まえた上で、令和7年度を目標年次とする「産業廃棄物の減量に関する目標」を定めている。

目標としている排出量の抑制、リサイクル率の向上、最終処分量の削減のいずれについても、景気の動向などの経済情勢の影響が小さくないことから、今後の動向を注視しつつ、当該目標の達成に資する施策を、基金を活用するなどして、着実かつ柔軟に展開・推進する必要がある。

#### 令和7年度を目標年次とする「産業廃棄物の減量に関する目標」等

- ○総排出量を 8,110 千トン以下とする
- ○リサイクル率を56%以上とする
- ○最終処分量を400千トン以下とする

(単位:千t)

区 分	現 状 (平成 30 年度)	予 測 (令和7年度)	目 標 (令和7年度)
総排出量	7, 941	8, 159	8, 110
リサイクル率	54.5%	56.0%	56%
(再生利用量)	(4, 326)	(4, 566)	(4, 542)
減量化量	3, 209	3, 189	3, 168
最終処分量	406	404	400

注) 四捨五入により合計が一致しない場合がある。

#### (2) 適正処理の推進

PCB廃棄物については、「山口県PCB廃棄物処理計画」に基づき、確実かつ適正な処理を引き続き推進していく必要がある。

また、ダイオキシン類の多くは、廃棄物の焼却に伴い発生することから、廃棄物焼却施設等の発生源やその周辺等におけるダイオキシン類濃度の測定及びその測定結果の公表や、ダイオキシン類の削減を目的とした廃棄物焼却施設の立入検査・行政検査等を継続することにより、今後も、産業廃棄物の再生利用あるいは適正な焼却処理による減量化を促進していくことが重要である。

### (3) 適正処理体制の確保

産業廃棄物の適正処理体制を継続的に確保するためには、監視パトロール班や夜間パトロール、不法投棄ホットライン等の不適正処理防止対策や監視指導体制を構築するとともに、優良産廃処理業者の育成支援、事業者への普及啓発等の取組が必要である。

# (4) 最終処分場の確保

廃棄物実態調査結果によると、最終処分量は産業廃棄物の排出抑制や再生利用の推進等により減少傾向にあるが、表7のとおり、平成30年度の最終処分量は406千トンで、平成25年度と比較して増加している。管理型最終処分場へ埋め立てる産業廃棄物が、平成25年度の135千トンから平成30年度は204千トンと大きく増加しており、これは再生利用が困難な管理型産業廃棄物の排出量が増加したためと考えられる。

鉱さい、汚泥、がれき類など最終処分量が多い産業廃棄物については、発生・排出抑制、循環的利用を促進するなど、最終処分量削減のためさらなる取組が必要である。 また、将来にわたり県内での適正処理体制が確保されるよう、現行2か所の公共関

また、将来にわたり県内での適止処理体制が確保されるよう、現行2か所の公共関与広域最終処分場における埋立状況、県内事業者の排出状況等を踏まえ、後継の公共関与広域最終処分場の整備に向けて検討を進めることとしている。

しかしながら後継公共関与広域最終処分場の整備には長期間を要することから、現行の公共関与広域最終処分場の受入期間延長のため、今後、現行の公共関与広域最終処分場の延命化についても検討を進めていく必要がある。

表 7 産業廃棄物の処分先別の最終処分状況

(単位:千t)

区分		最終処分量 計(%)		県内処分	分(%)	県外処分(%)		
		H25	H30	H25	Н30	H25	Н30	
	⇒T	332	406	222	297	111	109	
計	(100%)	(100%)	(67%)	(73%)	(33%)	(27%)		
	安定型	105	98	87	93	18	5	
	最終処分場	(100%)	(100%)	(83%)	(95%)	(17%)	(5%)	
	管理型	228	308	135	204	93	105	
	最終処分場	(100%)	(100%)	(59%)	(66%)	(41%)	(34%)	

注) 四捨五入により合計が一致しない場合がある。

#### (5) 他県の導入状況

本県を含めて全国で27道府県1政令市が同様の税を導入しており、中国・九州地方では全県が導入している。また、実施期間を迎えた自治体は、いずれも制度を継続している。

このような中、本県が単独で税を廃止した場合、最終処分される産業廃棄物が県外から流入するおそれがある。

### 5 環境審議会への報告

今後の産業廃棄物税のあり方について検討を行うに当たり、令和5年9月4日に開催された山口県環境審議会へ報告を行った。

その結果、産業廃棄物税制度は産業廃棄物の排出抑制・減量や不適正処理防止に効果があり、有効な仕組みであるとの意見がされ、引き続き、税を継続し、税の活用による「資源循環型産業の育成強化」や「地域循環圏構築への支援」などの取組への要望があった。

また、継続的な税の効果検証と、排出事業者への情報公開・PRの強化が必要である との意見もあった。

# 6 今後の産業廃棄物税のあり方に関する検討結果

# (1) 税継続の必要性

「3 産業廃棄物税の効果」の項で検証・考察したとおり、産業廃棄物税は、その経済的インセンティブ効果と、税収を活用した産業廃棄物施策の展開により、産業廃棄物の排出抑制、再生利用等による減量や、適正処理の促進に効果を上げていると認められ、今後もこうした効果を上げていくことが期待され、制度としても妥当なものとして受け入れられているものと思われる。

また、県においては、産業廃棄物の排出抑制・減量化や適正処理を促進するため、 産業廃棄物税を活用した諸施策を展開しているところであり、このような取組は今後 も継続し、さらなる産業廃棄物の排出抑制・減量化や適正処理の促進の拡充・強化を 図る必要がある。

こうした状況を総合的に考慮すると、今後も、産業廃棄物税を継続し、その税収を 有効に活用して、廃棄物をめぐる新たな課題にも的確に対応すべく、産業廃棄物施策 の充実・強化に努めていく必要性が高いと判断する。

### (2) 使途(これまでの使途充当と今後のあり方)

税条例第20条には「県は、県に納入され、又は納付された産業廃棄物税額に相当す る額から産業廃棄物税の徴収に要する費用を控除して得た額を、産業廃棄物の排出の 抑制、再生利用等による産業廃棄物の減量その他その適正な処理の促進に関する費用 に充てなければならない。」と規定されており、実際の充当に当たっては、税導入前 の県税制懇話会報告(平成15年4月)で示された「環境インフラ整備の支援」、「産 業活動の支援」、「適正処理の推進・不適正処理対策」、「普及啓発」の4項目の使途 に沿って行われてきたところであり、着実に成果が上がっている。

今後とも、4項目の使途に沿った基金活用を基本とし、令和4年12月に策定された 「やまぐち未来維新プラン」に掲げる重点施策を推進するため、「産業維新:未来へ 挑戦するグリーン成長プロジェクト」の中で、「資源循環の高度化や地域循環圏の形 成など、次世代を担う資源循環型産業の育成強化」を、「生活維新:次代につなげる 持続可能な社会づくり推進プロジェクト」の中で、「プラスチックごみや食品ロス等 の廃棄物の3Rや、不法投棄防止対策など、循環型社会づくりの推進」及び「公共関 与による広域最終処分場整備の推進」などをそれぞれ図っていく。

# (3) 税制度

産業廃棄物税の継続に当たって、税制度の主要事項を見直す必要性について、表8 のとおり検討を行ったが、税制度が定着し、その運用は円滑に行われていること、現 行制度は産業廃棄物の排出抑制等に効果的な仕組みであり、他県の制度とも概ね均衡 がとれていることから、5年後の検討を継続するための条例改正手続を除き、見直し の必要はないと考える。

なお、他県の税制度については、別添資料「全国の税制度の状況」のとおりである。

表8 税制度の主要事項についての検討結果一覧								
検討項目 (制度内容)	検討内容	検討結果	判断理由等					
①徴収方法	特別徴収方式を見直し、申告納付	【現行維持】	・申告納付方式では年間排出量等に					
(特別徴収方式)	方式に変更する必要があるのか。		よる免税点を設定せざるを得ない					
			が、特別徴収方式では免税点を設					
	※特別徴収方式:特別徴収義務者		定する必要がなく、また、全ての					
	(最終処分業者)が、最終処分場に		排出事業者が最終処分段階で税を					
	産業廃棄物を搬入する納税義務者		徴収されることから、排出抑制効					
	(排出事業者等)から税を徴収し、		果が大きく、産業廃棄物対策上効					
	納入する方式。		果的であり、かつ徴税コストも低					
			く、簡素で公平な制度と言える。					
	※申告納付方式:納税義務者(排出		・産業廃棄物税を導入している 27					
	事業者等)が、税を申告し、納付		道府県のうち、三重県、滋賀県を					
	する方式		除く 25 道府県が特別徴収方式を					
			採用しており、他県の制度と均衡					
			している。					

②税 率 (最終処分場への搬 入に対して1トン につき1,000円を 徴収)	税率の引上げ又は引下げを行う必 要があるのか。	【現行維持】	・排出抑制等の効果が認められ、排出事業者からも概ね理解が得られている。 ・最終処分場への搬入に係る税率については、産業廃棄物税を導入している27道府県全てで本県と同一であり、他県の制度と均衡しているため、産業廃棄物の流出入を助長することなく、県間移動に対して中立的である。
③課税免除 (自社処分)	自社処分への課税免除を変更する 必要があるのか。 ※自社処分:自ら排出した産業廃棄 物を自ら有する最終処分場へ搬入 すること	【現行維持】	・自社処分は、排出事業者処理責任 の原則の観点から望ましい処理形態であり、また、他者の有する最終処分場への負荷要因(残余容量の減容要因)にはなっていない。
④5年後の検討	5年ごとに行っている条例の規定に関する検討を更に5年後も行うこととするのか。また、そのための条例改正を行うのか。  ※次の5年後の検討を条例上義務づけるには改正が必要。	【現行維持】	・法定外目的税は、当該税目を必要とする財政需要や税源の存在を前提としており、これらに変化があれば税自体の存在意義・妥当性も当然変化することから、適宜、一定期間経過後の検討が必要と考えられ、税継続後も5年を目途に検討を加えることが適当と考える。

#### (4) 事業者等への普及啓発及び情報公開

排出事業者への税の適正な転嫁を引き続き維持していくため、排出事業者責任を含めた税制度の一層の周知・徹底を図る必要がある。

併せて、廃棄物に対する事業者及び県民の意識向上を図るため、廃棄物に関する知識の普及や啓発に関する施策を引き続き進めていく必要がある。

また、事業者等へ十分に施策情報が届いていない可能性もあり、関係機関とも連携して施策の周知を徹底し、中小企業等への一層の支援を行っていく必要がある。

# 全国の税制度の状況

令和5年4月現在

			検討等の時期・結果等・実施回					<b>布回数</b>	
No.	都道府県名	導入時期	名 称	課税方式	税率	検討のサイクル	検討年度	結果等	回数
1	三重県	H14.4.1	産業廃棄物税	申告納付	1,000円/t	5年で検討	R3	検討済	4
2	岡山県	H15.4.1	産業廃棄物処理税	特別徴収	1,000円/t	5年で検討	R4	検討済	4
3	広島県	H15.4.1	産業廃棄物埋立税	特別徴収	1,000円/t	5年で失効	R4	5年延長	4
4	鳥取県	H15.4.1	産業廃棄物処分場税	特別徴収	1,000円/t	5年で失効	R4	5年延長	4
5	秋田県	H16.1.1	産業廃棄物税	特別徴収	1,000円/t	随時	H20	検討済	1
6	岩手県	H16.1.1	産業廃棄物税	特別徴収	1,000円/t	5年で検討	H30	検討済	3
7	青森県	H16.1.1	産業廃棄物税	特別徴収	1,000円/t	5年で検討	H30	検討済	3
8	滋賀県	H16.1.1	産業廃棄物税	申告納付	1,000円/t	5年で検討	H30	検討済	3
9	奈良県	H16.4.1	産業廃棄物税	特別徴収	1,000円/t	5年で検討	H30	検討済	3
10	新潟県	H16.4.1	産業廃棄物税	特別徴収	1,000円/t	随時	H21	検討済	1
11	山口県	H16.4.1	産業廃棄物税	特別徴収	1,000円/t	5年で検討	H30	検討済	3
12	宮城県	H17.4.1	産業廃棄物税	特別徴収	1,000円/t	5年で失効	R元	5年延長	3
13	京都府	H17.4.1	産業廃棄物税	特別徴収	1,000円/t	5年で検討	R2	検討済	3
14	島根県	H17.4.1	産業廃棄物減量税	特別徴収	1,000円/t	5年で失効	R元	5年延長	3
15	鹿児島県	H17.4.1	産業廃棄物税	特別徴収	1,000円/t	5年で検討	R元	検討済	3
16	大分県	H17.4.1	産業廃棄物税	特別徴収	1,000円/t	5年で検討	R元	検討済	3
17	長崎県	H17.4.1	産業廃棄物税	特別徴収	1,000円/t	5年で検討	R元	検討済	3
18	佐賀県	H17.4.1	産業廃棄物税	特別徴収	1,000円/t	5年で検討	R元	検討済	3
19	福岡県	H17.4.1	産業廃棄物税	特別徴収	1,000円/t	5年で検討	R元	検討済	3
20	熊本県	H17.4.1	産業廃棄物税	特別徴収	1,000円/t	5年で検討	R元	検討済	3
21	宮崎県	H17.4.1	産業廃棄物税	特別徴収	1,000円/t	5年で検討	R元	検討済	3
22	愛知県	H18.4.1	産業廃棄物税	特別徴収	1,000円/t	5年で検討	R2	検討済	3
23	福島県	H18.4.1	産業廃棄物税	特別徴収	1,000円/t	5年で検討	R2	検討済	3
24	沖縄県	H18.4.1	産業廃棄物税	特別徴収	1,000円/t	5年で検討	R2	検討済	3
25	北海道	H18.10.1	循環資源利用促進税	特別徴収	1,000円/t	5年で検討	R3	検討済	3
26	山形県	H18.10.1	産業廃棄物税	特別徴収	1,000円/t	5年で検討	R2	検討済	3
27	愛媛県	H19.4.1	資源循環促進税	特別徴収	1,000円/t	5年で検討	R4	検討済	3

1	北九州市 H15.	.10.1 環境未来税	申告納付	1,000円/t	随時	H20	検討済	1	
---	-----------	-------------	------	----------	----	-----	-----	---	--